

「改正民法の重要ポイント」

～120年ぶりの民法大改正 取引、契約が変わります～



改正民法が、2017年5月の参議院本会議において可決、成立しました。民法の債権部分は、制定以来120年ぶりの大改正となりましたので、大半の企業に今次改正の影響が出ると思われます。

本セミナーでは、講師の高井弁護士より、実務に影響の大きい重要条文のポイントを、分りやすく逐条解説していただきます。

高井弁護士は、日本弁護士連合会日弁連中小企業法律支援センター事務局長として、日頃より中小企業法務に携わっている方です。

企業経営者、法務担当者に限らず、改正民法にご関心がある方は、ぜひご参加いただき、本セミナーで得た知識を、今後の契約実務などにお役立て下さい。

記

【日時】2017年10月13日(金)15:00～17:00(受付開始14:30)

【講師】高井 章光(たかい あきみつ)氏 (弁護士 高井総合法律事務所 代表)

【プロフィール】

1993年 東京大学法学部卒

1995年 第二東京弁護士会弁護士登録

1995年 あさひ法律事務所

(現 あさひ法律事務所、西村・あさひ法律事務所)勤務(～1999年)

1999年 須藤・高井法律事務所開設、共同パートナー(～2016年)

2010年 東京商工会議所民法(債権法)改正検討専門委員会委員(～2015年)

2016年 当事務所開設 代表

【セミナー内容】

1. 民法改正の実務上の意義
2. 資金調達への影響
3. 債権管理への影響
4. 契約への影響

【会 場】投資育成ビル8階ホール(渋谷区渋谷3-29-22)

・JR渋谷駅の埼京線ホームから新南口改札を出て、右へ2軒目のビル

・地図 <http://www.sbic.co.jp/main/company/access.html>

【受講料】無料

【問合せ】東京中小企業投資育成(株) ビジネスサポート部 須永

TEL0-3499-0755 / FAX03-3499-0819

【申込み〆切り】10月11日(水) までに、ホームページ

http://www.sbic.co.jp/main/fronts/seminar_list からお申込みいただくか、以下の受講申込書にある必要項目をEメール:gyoshi-seminar@sbic.co.jp へお送りください。なお、本受講申込書のFAXによるお申込みもできます。

【受講票】本セミナーは、**受講票等はございません**。当日1階にて受付願います。

なお、受付開始時刻は、セミナー開始時刻の30分前からです。

以上

受 講 申 込 書

東京中小企業投資育成(株) ビジネスサポート部 須永 行

F A X : 0 3 - 3 4 9 9 - 0 8 1 9 Eメール : gyoshi-seminar@sbic.co.jp

10月13日(金)開催

「改正民法の重要ポイント」

◆ 貴 社 名

◆ 貴社業種

◆ お役職／部署／お名前 (複数参加可)

◆ TEL／FAX

◆ E-mail

◆ 弊社からの投資について(どちらかに○をお書き込み下さい。)

既投資先企業()

未投資先企業()

情報の取り扱いについて

申込票にご記入いただきました個人情報は、セミナー参加者名簿として、セミナーの実施・運営の参考資料として使用する他、関連するアフターサービス、必要な情報の提供及び今後開催いたしますセミナー案内並びに投資育成制度のご案内のお知らせのために使用します。